

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（道立病院室）	26
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（食品衛生課）	26
○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課）	27
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	27
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	29
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	29
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	29
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	29
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課）	30
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（建設管理課）	32
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（選挙管理委員会事務局）	33
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	33
道立子ども総合医療・療育センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	34
道教育委員会教育長告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	35
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定……………	35

告 示

北海道告示第280号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称（1包装当たりの単価）及び調達予定数量
内服薬（ロナセン散2% 7箱）ほか10品目
- 落札を決定した日
平成27年3月27日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 4の(1)から(7)まで
ア 氏 名 株式会社ほくやく
イ 住 所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5
(2) 4の(8)から(11)まで
ア 氏 名 株式会社モロオ
イ 住 所 札幌市中央区北3条西15丁目1番50
- 落札金額
(1) ロナセン散2% 63,050円
(2) サインバルタカプセル20mg 15,405円
(3) 注射用オノアクト50 30,100円
(4) ハプトグロビン静注2000単位「ベネシス」 39,430円
(5) ファンガード点滴用50mg 59,907円
(6) フェントステープ1mg 3,695円
(7) ペンレステープ18mg 2,085円
(8) エビリファイ散1% 17,675円
(9) エビリファイ錠12mg 155,100円
(10) ラミクタール錠100mg 33,295円
(11) ラクテック注 2,762円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成27年3月20日付け北海道告示第10271-4号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第281号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1キット又は1袋当たりの単価）及び調達予定数量
（1）牛海綿状脳症診断用酵素抗体反応キット（1キット186検体分） 435キット
（2）採材用シリンダー（1袋100本入） 672袋
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月25日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
（1）氏 名 株式会社ムトウ
（2）住 所 札幌市北区北11条西4丁目1番15号
- 4 随意契約に係る契約金額
（1）84,000円
（2）3,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
（1）名 称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
（2）所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第282号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成27年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 馬伝染性貧血（一般馬）
- （1）実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- （2）実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 広 島 市 平成27年4月24日から7月31日まで
- （3）実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をして

いるもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

- （4）実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 馬伝染性貧血（種雄馬）

- （1）実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- （2）実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 広 島 市 平成27年4月24日から7月31日まで
- （3）実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

- （4）実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 腐蛆病

- （1）実施の目的
腐蛆病の発生予防のため
- （2）実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
札 幌 市 平成27年4月27日から10月30日まで
- （3）実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

- （4）実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成27年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営

土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成27年4月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
風連東第2	農業用排水施設、区画整理	北海道上川総合振興局
和 寒	農業用排水施設	同

北海道告示第284号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成27年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 斜里郡斜里町字真鯉193
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 斜里郡斜里町字真鯉193
- (2) 指 定 の 目 的 魚つき
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第285号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩市・岩見沢市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
石狩市（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 札幌市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）	イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び美瑛市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第287号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を石狩市役所の掲示場に掲示した。 平成27年4月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通知の内容 平成27年北海道告示第200号 2 所在が不分明な者 椎名 義美、有田 勝盛 北海道告示第288号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成27年4月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 新地西の沢川（Ⅰ－13－0350） 2 土砂災害警戒区域の表示 古平郡古平町字新地（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第289号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成27年4月14日
北海道告示第286号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成27年4月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 美瑛市（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。	

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古平浜町4（Ⅱ－1－103－656）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町大字浜町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古平浜町5（Ⅱ－1－104－657）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町大字浜町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古平群来町2（Ⅱ－1－106－659）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町大字群来町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸山の川（Ⅰ－13－0370）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町字新地（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽忍路1丁目2（Ⅰ－1－2－539）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市忍路1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽真栄1丁目その2（Ⅰ－1－190－727）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市真栄1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽赤岩2丁目4（Ⅱ－1－242－2364）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市赤岩2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第290号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 渡島東沿岸海岸保全区域の表渡島東沿岸の(8)鹿部海岸の鹿部村の項中「鹿部村」を「鹿部町」に改め、同項3の事項を次のように改める。
- 3 次の基点1から基点111までの各点を順次に結ぶ線、基点1と補点Aとを結ぶ線、補点Aから補点Jまでの各点を順次に結ぶ線及び基点111と補点Jとを結ぶ線によって囲まれ

た区域

基点1 四等三角点鹿部漁港（世界測地系座標 X = -218,663.956、Y = +47,905.966）から方向角126度36分05秒の方向90.010メートルの地点
基点2 基点1から方向角124度55分51秒の方向34.709メートルの地点
基点3 基点2から方向角208度27分50秒の方向5.682メートルの地点
基点4 基点3から方向角120度55分30秒の方向41.902メートルの地点
基点5 基点4から方向角122度58分42秒の方向1.161メートルの地点
基点6 基点5から方向角109度26分54秒の方向89.892メートルの地点
基点7 基点6から方向角203度43分57秒の方向21.033メートルの地点
基点8 基点7から方向角211度32分14秒の方向2.348メートルの地点
基点9 基点8から方向角119度32分23秒の方向23.672メートルの地点
基点10 基点9から方向角119度12分39秒の方向57.403メートルの地点
基点11 基点10から方向角119度11分33秒の方向57.463メートルの地点
基点12 基点11から方向角121度31分49秒の方向8.500メートルの地点
基点13 基点12から方向角126度11分45秒の方向8.501メートルの地点
基点14 基点13から方向角128度31分13秒の方向18.547メートルの地点
基点15 基点14から方向角139度50分06秒の方向5.101メートルの地点
基点16 基点15から方向角128度31分13秒の方向5.000メートルの地点
基点17 基点16から方向角38度30分28秒の方向1.001メートルの地点
基点18 基点17から方向角128度31分27秒の方向59.705メートルの地点
基点19 基点18から方向角130度25分37秒の方向24.113メートルの地点
基点20 基点19から方向角122度44分01秒の方向7.941メートルの地点
基点21 基点20から方向角128度31分21秒の方向40.522メートルの地点
基点22 基点21から方向角128度31分14秒の方向40.498メートルの地点
基点23 基点22から方向角38度29分55秒の方向0.500メートルの地点
基点24 基点23から方向角128度31分00秒の方向3.501メートルの地点
基点25 基点24から方向角218度35分18秒の方向0.500メートルの地点
基点26 基点25から方向角128度31分14秒の方向28.022メートルの地点
基点27 基点26から方向角127度47分30秒の方向27.590メートルの地点
基点28 基点27から方向角37度46分10秒の方向2.000メートルの地点
基点29 基点28から方向角127度47分32秒の方向48.998メートルの地点
基点30 基点29から方向角217度46分10秒の方向2.000メートルの地点
基点31 基点30から方向角127度47分31秒の方向55.341メートルの地点
基点32 基点31から方向角128度00分17秒の方向38.361メートルの地点
基点33 基点32から方向角100度44分51秒の方向7.631メートルの地点

基点34 基点33から方向角123度27分36秒の方向66.277メートルの地点
基点35 基点34から方向角123度35分06秒の方向111.960メートルの地点
基点36 基点35から方向角123度15分14秒の方向63.522メートルの地点
基点37 基点36から方向角140度42分31秒の方向19.976メートルの地点
基点38 基点37から方向角144度21分12秒の方向88.679メートルの地点
基点39 基点38から方向角124度51分21秒の方向55.685メートルの地点
基点40 基点39から方向角125度31分02秒の方向33.907メートルの地点
基点41 基点40から方向角217度30分25秒の方向2.950メートルの地点
基点42 基点41から方向角125度24分34秒の方向1.350メートルの地点
基点43 基点42から方向角112度15分13秒の方向10.000メートルの地点
基点44 基点43から方向角125度20分17秒の方向73.249メートルの地点
基点45 基点44から方向角209度43分21秒の方向2.549メートルの地点
基点46 基点45から方向角124度19分31秒の方向23.996メートルの地点
基点47 基点46から方向角122度01分36秒の方向5.742メートルの地点
基点48 基点47から方向角119度42分11秒の方向0.850メートルの地点
基点49 基点48から方向角30度05分18秒の方向2.110メートルの地点
基点50 基点49から方向角126度29分21秒の方向31.118メートルの地点
基点51 基点50から方向角127度15分40秒の方向23.368メートルの地点
基点52 基点51から方向角124度16分10秒の方向14.728メートルの地点
基点53 基点52から方向角141度50分08秒の方向8.799メートルの地点
基点54 基点53から方向角128度02分49秒の方向3.330メートルの地点
基点55 基点54から方向角144度28分27秒の方向17.265メートルの地点
基点56 基点55から方向角136度24分23秒の方向7.347メートルの地点
基点57 基点56から方向角142度07分40秒の方向19.666メートルの地点
基点58 基点57から方向角142度26分34秒の方向11.038メートルの地点
基点59 基点58から方向角140度58分57秒の方向33.528メートルの地点
基点60 基点59から方向角144度26分48秒の方向24.320メートルの地点
基点61 基点60から方向角141度13分24秒の方向19.236メートルの地点
基点62 基点61から方向角143度58分35秒の方向54.074メートルの地点
基点63 基点62から方向角53度53分17秒の方向0.499メートルの地点
基点64 基点63から方向角143度55分47秒の方向20.977メートルの地点
基点65 基点64から方向角143度55分45秒の方向23.503メートルの地点
基点66 基点65から方向角140度48分07秒の方向55.433メートルの地点
基点67 基点66から方向角134度25分21秒の方向54.724メートルの地点
基点68 基点67から方向角129度03分02秒の方向24.198メートルの地点

基点69 基点68から方向角131度25分06秒の方向39.389メートルの地点
基点70 基点69から方向角134度58分15秒の方向29.227メートルの地点
基点71 基点70から方向角143度27分45秒の方向29.243メートルの地点
基点72 基点71から方向角147度32分04秒の方向9.227メートルの地点
基点73 基点72から方向角237度34分54秒の方向1.500メートルの地点
基点74 基点73から方向角146度23分08秒の方向25.202メートルの地点
基点75 基点74から方向角147度51分27秒の方向88.999メートルの地点
基点76 基点75から方向角147度23分34秒の方向20.079メートルの地点
基点77 基点76から方向角147度32分15秒の方向42.610メートルの地点
基点78 基点77から方向角144度46分19秒の方向48.777メートルの地点
基点79 基点78から方向角139度07分43秒の方向34.817メートルの地点
基点80 基点79から方向角137度42分42秒の方向26.454メートルの地点
基点81 基点80から方向角136度13分12秒の方向6.343メートルの地点
基点82 基点81から方向角134度45分32秒の方向20.005メートルの地点
基点83 基点82から方向角226度17分41秒の方向0.501メートルの地点
基点84 基点83から方向角136度07分07秒の方向80.198メートルの地点
基点85 基点84から方向角134度10分22秒の方向7.005メートルの地点
基点86 基点85から方向角152度02分52秒の方向3.584メートルの地点
基点87 基点86から方向角123度33分03秒の方向6.740メートルの地点
基点88 基点87から方向角126度55分20秒の方向35.663メートルの地点
基点89 基点88から方向角127度52分54秒の方向11.099メートルの地点
基点90 基点89から方向角126度47分00秒の方向29.349メートルの地点
基点91 基点90から方向角131度32分30秒の方向27.500メートルの地点
基点92 基点91から方向角116度39分14秒の方向19.599メートルの地点
基点93 基点92から方向角133度41分01秒の方向51.067メートルの地点
基点94 基点93から方向角138度20分21秒の方向95.344メートルの地点
基点95 基点94から方向角136度14分07秒の方向91.177メートルの地点
基点96 基点95から方向角132度32分40秒の方向31.555メートルの地点
基点97 基点96から方向角125度04分04秒の方向31.529メートルの地点
基点98 基点97から方向角120度56分36秒の方向103.070メートルの地点
基点99 基点98から方向角126度22分52秒の方向56.211メートルの地点
基点100 基点99から方向角205度41分40秒の方向7.800メートルの地点
基点101 基点100から方向角211度03分58秒の方向11.232メートルの地点
基点102 基点101から方向角110度05分28秒の方向95.294メートルの地点
基点103 基点102から方向角113度04分01秒の方向88.077メートルの地点

基点104 基点103から方向角119度06分47秒の方向117.523メートルの地点
基点105 基点104から方向角104度41分43秒の方向184.537メートルの地点
基点106 基点105から方向角96度47分21秒の方向63.173メートルの地点
基点107 基点106から方向角102度22分41秒の方向56.186メートルの地点
基点108 基点107から方向角109度34分15秒の方向63.346メートルの地点
基点109 基点108から方向角127度00分20秒の方向105.976メートルの地点
基点110 基点109から方向角138度23分37秒の方向36.816メートルの地点
基点111 基点110から方向角136度31分44秒の方向93.320メートルの地点
補点A 基点1から方向角42度30分01秒の方向180.519メートルの地点
補点B 基点13から方向角45度00分00秒の方向200.000メートルの地点
補点C 基点56から方向角45度00分00秒の方向150.000メートルの地点
補点D 基点74から方向角45度00分00秒の方向170.000メートルの地点
補点E 基点90から方向角45度00分00秒の方向180.000メートルの地点
補点F 基点94から方向角49度59分59秒の方向170.000メートルの地点
補点G 基点94から方向角68度42分26秒の方向33.610メートルの地点
補点H 基点98から方向角358度28分58秒の方向75.533メートルの地点
補点I 基点108から方向角39度16分57秒の方向95.247メートルの地点
補点J 基点111から方向角44度58分40秒の方向81.700メートルの地点

北海道告示第291号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成27年度工事施工情報共有システムほか運用業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月20日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 一般財団法人北海道建設技術センター
(2) 住 所 札幌市東区北33条東1丁目1番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
56,052,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道建設部建設政策局建設管理課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道告示第292号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成27年4月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 印刷物（投票用紙）の製造 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成27年2月19日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 凸版印刷株式会社 (2) 住 所 東京都台東区台東1丁目5番1号 4 随意契約に係る契約金額 30,456,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道選挙管理委員会事務局 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 乗用自動車の賃貸借 1台分 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成27年7月1日から平成32年6月30日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成27年4月14日（火）から同年5月18日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第47号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年4月14日 北海道渡島総合振興局長 宮 内 孝	

4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課） (2) 入 札 日 時 平成27年5月26日（火）午後3時30分（送付による場合は、同月25日（月）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1)ア 名 称 及 び 数 量 自動車の交換契約 1台 イ 予 定 時 期 平成27年5月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） (2)ア 名 称 及 び 数 量 自動車の交換契約 1台 イ 予 定 時 期 平成27年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） (3)ア 名 称 及 び 数 量 自動車の賃貸借契約 2台 イ 予 定 時 期 平成27年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） (4)ア 名 称 及 び 数 量 自動車の賃貸借契約 1台 イ 予 定 時 期 平成27年11月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） (5)ア 名 称 及 び 数 量 自動車の賃貸借契約 6台 イ 予 定 時 期 平成27年12月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） (6)ア 名 称 及 び 数 量 自動車の賃貸借契約 1台 イ 予 定 時 期 平成28年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道渡島総合振興局のホームページ（http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138－47－9416 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., May 26, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than May 25, 2015) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416 道立子ども総合医療・療育センター告示 北海道立子ども総合医療・療育センター告示第40号
--	--

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年4月14日 北海道立子ども総合医療・療育センター長 鈴木 信 寛 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 平成27年度北海道立子ども総合医療・療育センター庁舎清掃業務 一式 2 落札を決定した日 平成27年3月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社東洋建物興業 (2) 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号 4 落札金額 65,651,472円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年2月3日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 北海道立子ども総合医療・療育センター告示第41号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年4月14日 北海道立子ども総合医療・療育センター長 鈴木 信 寛 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道立子ども総合医療・療育センター情報システムの内H I S保守管理業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成27年3月12日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 N E Cソリューションイノベータ株式会社 (2) 住 所 東京都江東区新木場1丁目18番7号 4 随意契約に係る契約金額 41,835,139円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約	6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6
	道教育委員会教育長告示
	北海道教育委員会教育長告示第32号 次のとおり、随意契約の相手方を決定した。 平成27年4月14日 北海道教育委員会教育長 立 川 宏 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道公立学校校務支援システム運用保守業務 2 随意契約の相手方を決定した日 平成27年3月31日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社H A R P (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1－2 4 随意契約に係る契約金額 92,862,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁総務政策局教育政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
	道収用委員会告示
	北海道収用委員会告示第4号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年 4 月14日

北海道収用委員会会長 松 浦 正 典

1 事件名

平成27年（収）第3号高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで）収用事件

2 起業者の名称

東日本高速道路株式会社

3 事業の種類

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（北海道小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
小樽市 天神二丁目	57番1	山 林	16,011	15,949.96	6,957.37	天 谷 良 貞	札幌市中央区南2条西1丁目 9番地3 ラ・クラッセ狸小路1ST AVE1003号	有限会社北辰	札幌市南区真駒内泉町三丁目3番4号	平成25年10月7日 第7906号	買戻特約

5 裁決手続開始決定の日

平成27年 4 月 3 日